

鹿島市ものづくり企業等立地促進事業補助金

■ ■ 適用要件 ■ ■

1. 進出協定を締結
2. 立地決定日から原則2年以内に操業を開始
3. 投資額（土地代を除く家屋及び償却資産の取得等に要する経費）の総額が2億円以上
4. 増加新規地元雇用者等数（配置転換者含む。）が10名以上
5. 市税の完納

項目	補助額等	限度額
設備費等補助金	投資額から県等の立地促進奨励金を差し引いた額が補助対象額 補助額：（投資額－県等の立地促進奨励金）× 1/2	5,000万円
雇用奨励金	新規で雇用した従業員数（鹿島市内在住）に対する補助 補助額： 新規地元雇用者数 × 50万円（3年間）	7,500万円